

令和3年度 一都三県連合海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和3年8月5日(木) 14時00分から14時56分まで

2 場 所 神奈川県庁新庁舎8階 議会第1会議室

3 方 法 ZoomによるWeb会議

4 議 題

- (1) 令和4年漁期における火光利用さば漁業の調整について
- (2) 令和4年漁期におけるあじ・さば棒受網漁業の調整について
- (3) その他

5 出席者

(委 員)

千葉海区 石井会長、鈴木会長代理、清水会長代理

東京海区 有元会長、浜川委員、関委員

静岡海区 鈴木会長、高田委員

神奈川海区 櫻本会長、宮川副会長、福本副会長

(都県水産課)

千葉県 篠原課長、中川漁船漁業班長、宇都主査

東京都 高橋統括課長代理、長野主事

静岡県 飯田班長

神奈川県 滝口課長、小川グループリーダー、相澤副技幹

(事務局)

千葉海区 石黒副技監、川合副主査

東京海区 米本事務局長、岩田主事

静岡海区 花井事務局長、池谷主幹、松浦主査、市川技師

神奈川海区 角田事務局長代理、上原主事

6 審議経過

小川グループリーダー	<p>ただいまから一都三県連合海区漁業調整委員会を開会いたします。</p> <p>私は、神奈川県環境農政局農政部水産課漁業調整・資源管理グループ、グループリーダーの小川と申します。</p> <p>本日は、コロナウイルスまん延防止対策のため、Web会議とさせていただきます。</p> <p>今年度は神奈川県が連合海区の開催県ですので、議長が選出されるまでの間、私が進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
------------	--

それでは会議に先立ちまして、開催県といたしまして、神奈川県環境農政局農政部水産課長兼神奈川海区漁業調整委員会事務局長の滝口から挨拶をさせていただきます。

滝口水産課長

皆様こんにちは。神奈川県水産課長の滝口でございます。

本日は一都三県連合海区漁業調整委員会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から本県の漁業者が、各都県の漁業関係者、漁業調整委員会、行政の皆様方に大変お世話になっておりますことを、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

神奈川県の漁業者は、古くから伊豆諸島周辺海域を中心にさばたもすくい網漁業を操業しており、三崎の寒サバは本県の漁業に大きく寄与して参りました。

近年は乗組員の高齢化等により操業する船は減少しておりますが、一方で、若手の漁業者から新たに操業を模索する動きもあり、今後新規参入により漁業の活性化を図られることを期待しております。

伊豆諸島周辺海域はさばの重要な生息場、産卵場ですが、このような恵まれた海域の資源を守り、有効利用することが重要と認識しております。

本日の委員会では、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、昨年度に引き続きましてウェブによる開催となりましたが、今後の一都三県のさば漁業の発展に向けて御議論をお願いしたいと思います。

そして、本会議が末永くさば漁業における調整に大きな役割を果たしていくことを期待し、大変簡単でございますが御挨拶に代えさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいいたします。

小川グループリーダー

ありがとうございました。

続きまして、神奈川海区漁業調整委員会櫻本会長より御挨拶申し上げます。

櫻本会長、よろしくお願いいいたします。

櫻本会長

神奈川海区漁業調整委員会会長の櫻本でございます。

本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

先ほど滝口水産課長の挨拶にもありましたが、本年も、新型コロナウイルスの収束が見られず、ウェブ会議による会議開催となりました。

準備にあたられました各県水産課、各海区事務局の皆様には、私からも厚く御礼申し上げます。

この連合海区漁業調整委員会は、長年にわたり伊豆諸島海域のあじさば漁業の調整を行ってきましたが、皆様御承知のとおり、近年、さば資源につきましては、親魚量や資源量は増加傾向にあります。

これは、公的規制の他、資源管理計画等に基づく自主的管理を実施

	<p>するとともに、一都三県の漁業関係者が連携して様々な対策に取り組んできた結果だと思えます。</p> <p>今後とも引き続き、改正漁業法の下、こうした取組を実施していくことが重要だと考えております。</p> <p>本日の委員会では、令和4年の火光利用さば漁業、あじさば棒受網漁業の調整について御審議いただくわけですが、伊豆諸島近海はさばの一大漁場であり、昔から一都三県の漁業者が協力し合い漁を行ってきた海域でございます。</p> <p>これまでと同様に、円滑な漁場利用を行うことができますよう、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日はよろしくお願ひいたします。</p>
小川グループリーダー	<p>櫻本会長、ありがとうございました。</p> <p>続きまして各海区の出席委員の御紹介をしたいと思います。</p> <p>紹介につきましては、各海区の事務局からお願いいたします。</p> <p>なお、行政庁、事務局からの出席者につきましては、事前に配付しております名簿をご覧くださいこととし、紹介は省略させていただきます。</p> <p>それでは、まず千葉県からお願いいたします。</p>
石 黒 副 技 監	<p>千葉海区漁業調整委員会事務局の石黒です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>私の方から千葉海区漁業調整委員会の委員の皆様を御紹介させていただきます。</p> <p>石井会長です。</p>
石 井 会 長	<p>石井です。よろしくお願ひします。</p>
石 黒 副 技 監	<p>鈴木会長代理です。</p>
鈴 木 会 長 代 理	<p>鈴木です。よろしくお願ひいたします。</p>
石 黒 副 技 監	<p>清水会長代理です。</p>
清 水 会 長 代 理	<p>清水です。よろしくお願ひいたします。</p>
石 黒 副 技 監	<p>以上3名です。よろしくお願ひいたします。</p>
小川グループリーダー	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして静岡県、よろしくお願ひいたします。</p>

花井事務局長	静岡海区漁業調整委員会事務局長の花井と申します。 それでは、静岡県の出席委員を御紹介いたします。 鈴木精会長です。
鈴木会長	鈴木です。よろしくお願いいたします。
花井事務局長	高田委員です。
高田委員	高田です。よろしくお願いいたします。
花井事務局長	なお、橋ヶ谷副会長におかれましては、急用で本日欠席とさせていただきます。 本日はどうぞよろしくお願いいたします。
小川グループリーダー	ありがとうございました。 続きまして東京都、よろしくお願いいたします。
米本事務局長	東京海区漁業調整委員会事務局の米本です。 それでは、東京海区の代表委員を御紹介いたします。 有元会長でございます。
有元会長	有元です。よろしくお願いいたします。
米本事務局長	続きまして、浜川委員でございます。
浜川委員	浜川です。よろしくお願いいたします。
米本事務局長	続きまして、三宅の関委員です。
関委員	よろしくお願いいたします。
米本事務局長	以上3名です。よろしくお願いいたします。
小川グループリーダー	どうもありがとうございました。 最後に神奈川県、よろしくお願いいたします。
角田事務局長代理	神奈川海区の出席者を御紹介いたします。 櫻本会長でございます。
櫻本会長	櫻本です。よろしくお願いいたします。
角田事務局長代理	宮川副会長でございます。

宮川副会長	宮川です。よろしくお願いします。
角田事務局長代理	福本副会長でございます。
福本副会長	福本です。よろしくお願いいたします。
角田事務局長代理	以上でございます。
小川グループリーダー	ありがとうございました。 続きまして議長選出ですが、慣例によりますと、開催県の海区会長が議長を務めていますので、今回もそのようにさせていただいてよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし、の声
小川グループリーダー	異議なしとのことですので、神奈川海区漁業調整委員会の櫻本会長に議長をお願いしたいと思います。 櫻本会長、よろしくお願いいたします。
議長 (櫻本会長)	議長を務めさせていただきます櫻本でございます。よろしくお願いいたします。 皆様方の御協力をいただきながら、円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選出したいと思います。 慣例によりまして、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし、の声
議長	ありがとうございます。 異議なしということですので、私の方から指名させていただきます。 千葉海区の石井会長、東京海区の有元会長、静岡海区の鈴木会長、神奈川海区の宮川副会長、以上4名の方をお願いいたします。 それでは議事に入ります。 本日予定されております議題は、「(1) 令和4年漁期における火光利用さば漁業の調整について」、「(2) 令和4年漁期におけるあじ・さば棒受網漁業の調整について」、「(3) その他」の3点ですが、先の2件につきましては関連性の高い議題ですので、一括上程したいと思いますがいかがでしょうか。
委員一同	異議なし、の声

議

長

ありがとうございます。

異議なしということでございますので、「(1) 令和4年漁期における火光利用さば漁業の調整について」、「(2) 令和4年漁期におけるあじ・さば棒受網漁業の調整について」を一括上程いたします。

それでは、各都県の担当者から説明していただきますが、千葉県、東京都、静岡県 の 順番でお願いいたします。

質疑につきましては、各都県からの説明終了後、一括して行いたいと思います。

それでは千葉県からお願いいたします。

宇 都 主 査
(千葉県水産課)

千葉県水産課の宇都と申します。御説明させていただきます。

まず、第1の火光利用さば漁業についてです。

協議事項の要点という要点をまとめた紙をご覧ください。

1ページ目です。

1の許可方針で、千葉県では、改正漁業法及び県調整規則に合わせて、全ての知事許可漁業について新しい許可方針を令和2年11月30日に設定いたしました。

火光利用さば漁業については、内容は従前の許可方針と変更はありませんが、公示制度等へ対応するための変更を行っております。

本来であれば、この令和2年11月30日に制定した許可方針に基づき制限措置等を定めるところですが、一部変更を必要とする箇所がありましたので、今回の一斉更新のタイミングで許可方針を改正いたします。

第4の新規の許可等に係る制限措置のうち、(7)の漁業を営む者の資格について、「千葉県内、岩手県内、東京都内、神奈川県内又は静岡県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が同都県の区域にある者」と改正いたします。

これは、東京都、静岡県の当該漁業の許可方針と書きぶりを合わせるものです。

その他の事項につきましては従前のおりです。

2の令和4年漁期の許可等の上限は76隻とします。

これは昨年と同数です。

(1)の都県別の許可等の上限は以下のとおりです。

こちら昨年と同数です。

岩手県1隻、千葉県39隻、東京都1隻、神奈川県20隻、静岡県15隻の計76隻です。

許可等の上限のうち、大型船舶の許可等の上限は以下のとおりで、昨年と同数となっておりますので御確認ください。

各県合計16隻となっております。

3の制限措置の内容についてです。

(1)の漁業種類は火光利用さば漁業となります。

(2) の許可又は起業の認可をすべき船舶等の数については、事前の申請希望調査に基づき定めたいと考えておりますので、後ほど御説明いたします。

(3) の船舶の総トン数は、総トン数5トン以上100トン以下、旧トン数適用漁船にあつては総トン数5トン以上70トン以下。ただし、平成3年度及び平成4年度に実施したこの漁業に係る資源管理型漁業構造再編緊急対策事業に残存者として参加した漁業者の申請に係る船舶で知事が特に必要と認めたものについては、総トン数5トン以上150トン以下、旧トン数適用漁船にあつては総トン数5トン以上100トン以下とします。

(4) の推進機関の馬力数は定めなしとなります。

(5) の操業区域は、館山市洲崎灯台中心点から富津市明鐘岬突端を経て神奈川県横須賀市観音崎灯台中心点を結んだ線から銚子市地先に至る間の千葉県海面となります。

(6) の漁業時期は周年となります。

(7) の漁業を営む者の資格について、千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が千葉県の区域にある者の許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は25隻、神奈川県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が神奈川県の区域にある者は2隻、静岡県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が静岡県の区域にある者は6隻となります。

4の許可等の申請期間は、令和3年9月16日から10月15日までとします。

5の許可の有効期間は、許可の日から令和4年10月31日までとします。

6の令和3年漁期火光利用さば漁業の、千葉県海面における漁獲成績は以下のとおりです。

許可隻数は、県内船と県外船を合わせて31隻で、そのうち操業隻数は県内船の4隻でした。

漁獲量は2トンで、昨年比47%でした。

漁獲金額は34万3000円で、昨年比18%でした。

続きまして、第2の敷網漁業(あじ・さば棒受網漁業)について御説明いたします。

資料3ページをご覧ください。

1の許可方針で、火光利用さば漁業と同様に、改正漁業法及び県調整規則に合わせて、新しい許可方針を令和2年11月30日に制定しました。

あじ・さば棒受網漁業については、内容は従前の許可方針と変更はありませんが、公示制度等へ対応するための変更をこの時点で行っております。

今回の一斉更新では、このうちの第4の新規の許可等に係る制限措置のうち、(7)の漁業を営む者の資格について、「千葉県内、東京都内、神奈川県内又は静岡県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が同都県

の区域にある者」と改正いたします。

改正理由は火光利用さば漁業と同様です。

その他の事項につきましては従前のおりです。

2の令和4年漁期の許可等の上限は37隻とします。

これは昨年と同数です。

都県別の許可等の上限は以下のとおりで、昨年と同数です。

千葉県7隻、東京都1隻、神奈川県0隻、静岡県9隻、調整枠20隻の計37隻です。

3の制限措置の内容についてです。

(1)の漁業種類はあじ・さば棒受網漁業となります。

(2)の許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、こちらも事前の申請希望調査に基づき定めたいと考えていますので、後ほど表で御説明いたします。

(3)の船舶の総トン数は、総トン数5トン以上100トン以下、旧トン数適用漁船にあつては総トン数5トン以上70トン以下。ただし、平成3年度及び平成4年度に実施したこの漁業に係る資源管理型漁業構造再編緊急対策事業に残存者として参加した漁業者の申請に係る船舶で知事が特に必要と認めたものについては、総トン数5トン以上150トン以下、旧トン数適用漁船にあつては総トン数5トン以上100トン以下とします。

(4)の推進機関の馬力数は定めなしとなります。

(5)の操業区域は、いすみ市太東埼灯台中心点正東の線から館山市洲埼灯台中心点と神奈川県三浦市劔埼灯台中心点とを結んだ線に至る間の千葉県海面となります。

(6)の漁業時期は、総トン数10トン未満の船舶にあつては8月1日から12月31日まで、総トン数10トン以上の船舶にあつては8月1日から10月31日までとなります。

続いて4ページをご覧ください。

(7)の漁業を営む者の資格は、下の表で御説明いたします。

千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が千葉県の区域にある者の許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は3隻、静岡県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が静岡県の区域にある者は3隻となります。

4の許可等の申請期間は、令和3年9月16日から10月15日までとします。

5の許可の有効期間は、許可の日から令和4年10月31日までとします。

6の令和3年漁期敷網漁業の千葉県海面における漁獲成績は以下のとおりです。

許可隻数は5隻で、操業隻数は、昨年と同様にありませんでした。

以上で千葉県からの説明を終わります。

議

長

ありがとうございました。

長野主事
(東京都水産課)

続いて東京都からお願いいたします。

東京都の長野と申します。それでは、東京都におきましても要点を用いて説明させていただきます。

第1の火光利用さば漁業です。

1の許可方針ですが、制限措置を定めるに当たり、考慮すべき事項の項目を新規追加しました。

内容としては、基本的に従前の許可方針の事項を落とし込んだものになります。

変更点といたしまして、第3の許可及び起業の認可に関する事項のうち、5の許可の基準について、「5 許可又は起業の認可をする者相互間の優先順位は、次の順序による。(1)当該漁業許可に基づく漁獲実績を有する者、(2)当該漁業許可を有する者から独立する者、(3)上記(1)、(2)以外の者については、公正な方法でくじを行うものとする。」と改正いたします。

こちらは、募集隻数以上の申請があった場合に、当該漁業許可に基づく漁獲実績を有する者を優先するためです。

その他の事項につきましては従前のおりです。

2の令和4年漁期の許可等の最高限度は、昨年と同様に40隻を予定しています。

(1)の都県別の許可等の枠は以下のとおりです。

東京都1隻、千葉県が1隻減の15隻、神奈川県が3隻減の7隻、静岡県11隻、調整枠が4隻増の6隻となります。

令和3年漁期の許可の更新時に千葉県及び神奈川県で許認可実数が減少したため、許可等の枠に変動がありました。

(2)の許可枠のうち、大型船舶の許可等の枠は昨年と同様です。

(3)の許可枠の算定方法につきましても昨年と同様です。

根拠としましては、令和3年漁期の許認可実数を算定根拠としております。

上限は平成6年漁期の定数としております。

令和3年漁期の許認可実数と階層移動充当枠の和が40隻を超えない場合は、調整枠を設けて40隻とすることとしております。

計算の内訳は、資料にお示ししております。

続きまして、3の制限措置の内容です。

(1)の漁業種類は火光利用さば漁業となります。

(2)の許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は下表にまとめておりますので、後ほど御説明いたします。

(3)のこの漁業の許可等を行うことができる船舶は、新トン数適用船舶の場合総トン数100トン以下、旧トン数適用船舶の場合総トン数70トン未満とします。ただし、平成3年度及び4年度に実施した、この漁業に係る資源管理型漁業構造再編緊急対策事業で共補償を行った残存漁業者の申請に係る船舶であって、かつ、都知事が特に必要と

認められた場合はこの限りではありません。

なお、この場合にあっても、許可等を行うことができる船舶は、新トン数適用船舶の場合総トン数 150 トン以下、旧トン数適用船舶の場合総トン数 100 トン未満とします。こちらの新トン数適用船舶とは、昭和 57 年 7 月 18 日以降に建造された船舶及び昭和 57 年 7 月 17 日以前に建造された又は建造に着手された船舶のうち昭和 57 年 7 月 18 日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律附則第 3 条第 1 項に定める特定修繕をいう。）を行った船舶をいい、旧トン数適用船舶とは、新トン数適用船舶以外の船舶をいいます。

（４）の推進機関の馬力数は定めなしとなります。

（５）の操業区域も下表にまとめてありますので、後ほど御説明いたします。

（６）の漁業時期は周年となります。

（７）の漁業を営む者の資格も表にまとめておりますので、これから説明いたします。

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、操業区域、漁業を営む者の資格については表のとおりとなります。

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数に関しては、事前に各県に着業希望調査をとっており、希望数を記載しております。

内訳は、東京都が 1 隻、千葉県が 13 隻、神奈川県が 2 隻、静岡県が 6 隻、そしてかっこ書きで示しております大型船舶については、東京都 1 隻、千葉県 3 隻、神奈川県 1 隻、静岡県 3 隻となります。

続きまして、操業区域は、八丈以北の伊豆諸島海域としております。

漁業を営む者の資格は、各都県に住所と船舶根拠地を有する者としております。

３の許可等の申請期間は、令和 3 年 9 月 16 日から 10 月 15 日までを予定しています。

４の許可等の有効期間は、令和 3 年 11 月 1 日から令和 4 年 10 月 31 日までを予定しています。

５の令和 3 年漁期火光利用さば漁業の操業実績は以下のとおりです。

許可隻数 16 隻で、うち操業隻数は 9 隻でした。

水揚げ量は 3,634 トンで、昨年比 77%でした。

水揚げ金額は 3 億 3580 万 3 千円で、昨年比 58.6%でした。

続きまして 4 ページをご覧ください。

棒受け網漁業について御説明いたします。

第 2 の棒受け網漁業の 1 の許可方針についてですが、火光利用さば漁業と同様に、制限措置を定めるに当たり、考慮すべき事項の項目を新規追加しました。

内容としては、基本的に従前の許可方針の事項を落とし込んだものになります。

変更点といたしまして、火光利用さば漁業と同様に、５の許可の基

準について、募集隻数以上の申請があった場合に、当該漁業許可に基づく漁獲実績を有する者を優先する改正としております。

その他の事項につきましては従前のおりです。

2の令和4年漁期の許可等については、昨年と同様に、最高限度は65隻を予定しております。

(1)の都県別の許可等の枠は昨年と同数です。

(2)の許可枠のうち大型船舶の枠についても同数です。

(3)の許可枠は例年どおりの方法で算出しました。

ア、令和3年漁期の許認可実数を算定根拠とする。

イ、上限は平成6年漁期の定数とする。

ウ、令和3年漁期の許認可実数と階層移動充当枠の和が65隻を超えない場合は、調整枠を設けて65隻とする。

計算の内訳は資料にお示ししております。

3の制限措置の内容です。

(1)の漁業種類はあじ・さば棒受け網漁業となります。

(2)の許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は下表のとおりとなっておりまして、後ほど御説明いたします。

(3)の総トン数については火光利用さば漁業と同様となりますので、割愛させていただきます。

(4)の推進機関の馬力数は定めなしとなります。

(5)の操業区域も下表のとおりとなりますので、後ほど御説明いたします。

(6)の漁業時期は周年となります。

(7)の漁業を営む者の資格も下表のとおりとなります。

それでは表について御説明いたします。

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数に関しては、火光利用さば漁業と同様に、事前に各県に着業希望調査を行い、希望数を記載しております。

内訳は、東京都41隻、千葉県3隻、静岡県3隻で、かっこ書きで示しております大型船枠については、東京都で0隻、千葉県で3隻、静岡県で3隻となります。

操業区域は、東京都に関しては伊豆諸島全域、他県については八丈以北の伊豆諸島海域としております。

3の許可等の申請期間は、令和3年9月16日から10月15日までを予定しています。

4の許可等の有効期間は、令和3年11月1日から令和4年10月31日までを予定しています。

5の令和3年漁期棒受け網漁業の操業実績は以下のとおりです。

許可隻数8隻で、このうち操業隻数は5隻でした。

水揚げ量は2,743トンで、昨年比482.1%でした。

水揚げ金額は2億8285万2千円で、昨年比332.6%でした。

東京都からの説明は以上となります。

議

長

よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

続きまして、最後に静岡県からお願いいたします。

松 浦 主 査
(静岡海区事務局)

静岡海区事務局の松浦です。よろしく申し上げます。

令和4年漁期さばすくい網漁業及び棒受網漁業に係る協議事項の要点を基に御説明いたします。

はじめに、本県の標記漁業の許可又は起業の認可に関する取扱要領についてですが、昨年度の漁業法改正に伴い、今回から、公示制度に対応するための変更を行いました。

本日御説明する以下の資料については、用語の変更や、掲載場所の移動、統合等を行っておりますが、実質的変更のあった箇所のみ下線を引いております。

それでは、まず、第1のさばすくい網漁業から御説明いたします。

1の静岡県におけるさばすくい網漁業の定義、新トン数適用船舶及び旧トン数適用船舶、許可等の基準につきましては、従前のおりです。

2の令和4年漁期の許可等の上限は52隻を予定しており、こちらは昨年同数です。

(1)の都県別の許可等の上限及び(2)の許可枠のうち大型船舶の許可等の枠はこちらに記載してあるとおりで、(1)では、静岡県15隻、東京都1隻、千葉県10隻、神奈川県26隻で、(2)の大型船舶の許可等の枠は、静岡県3隻、東京都1隻、千葉県1隻、神奈川県2隻となっております。

(3)に記載してある許可枠は以下の方法で算出いたしました。

算出方向は昨年と同様です。

まず、アの25トン以上100トン未満の船舶について、8月現在の隻数を上限といたしますが、東京都と神奈川県については現在の上限といたします。

25トン未満については、現在の上限といたします。

こちらについても昨年と同様となります。

3の制限措置が公示制度の採用に伴い新設したものになります。

この中で今回新たに追加した部分について下線を引いております。

以下の内容で告示をしたいと考えております。

(1)の漁業種類はさばすくい網漁業となります。

(2)の許可等をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数は全て5トン以上となりますが、アの新トン数適用船舶については総トン数25トン以上100トン未満、旧トン数適用船舶については総トン数20トン以上70トン未満となります。

この後ろに米印がついていますが、米印の補足については、5ページの最後に記載しており、平成3年度及び平成4年度に実施した、こ

の漁業に係る資源管理型漁業構造再編緊急対策事業に残存者として参加した漁業者の申請に係る船舶であって、かつ知事が特に認めた場合、新トン数適用船舶については、総トン数 150 トン以下、旧トン数適用船舶については総トン数 100 トン未満とするとしています。

1 ページの (2) のアにお戻りください。

アの船舶の数につきましては、事前に各県にも希望数等の調査を行っておりまして、アの船舶は、静岡県 3 隻、東京、千葉、神奈川県で 2 隻となっております。

東京、千葉、神奈川の内訳につきましては、公示のときもこういった合計の形で出しますが、千葉県 1 隻、神奈川県 1 隻と聞いております。

イの新トン数適用船舶については総トン数 25 トン未満、旧トン数適用船舶については総トン数 20 トン未満としており、静岡県が 3 隻、東京、千葉、神奈川の合計が 0 隻となる予定となっております。

2 ページの (3) の新設の推進機関の馬力数については定めなしです。

(4) の操業区域、それから (5) の漁業時期については従前のとおりです。

(6) の漁業を営む者の資格については新設となります。

まず、アの県内漁業者については、静岡県内に住所を有し、かつ、県内を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者、イの県外業者については、千葉県内、東京都内又は神奈川県内に住所を有し、かつ、住所地と同一の都県を当該漁業に用いる船舶の根拠地とする者となります。

次に、4 の条件です。

従前の制限又は条件の内容がこちらに該当します。

本漁期に行った変更として、昨年度までは (1) の下線部分が「漁業権者の同意を得なければならない」でしたが、今回から、下線部のおり「漁業調整を行わなければならない」と変更しております。

以下、(2)、(3) は従前のとおりです。

5 の許可等を申請すべき期間は、令和 3 年 9 月 9 日から同年 10 月 8 日までを予定しています。

6 の許可の有効期間は、令和 3 年 11 月 1 日から令和 4 年 10 月 31 日までを予定しています。

7 の申請の際に添付する書類につきましては、本漁期から (1)、(7)、(8) を追加しております。

また、(9) と (10) につきましては任意提出となります。

最後に、8 の漁獲成績報告書と 9 の令和 3 年漁期のさばすくい網漁業の操業実績はこちらにお示ししたとおりですので、後ほどご覧ください。

続きまして 3 ページの棒受網漁業について御説明いたします。

1 の静岡県における棒受網漁業の定義、新トン数適用船舶及び旧トン数適用船舶、許可等の基準につきましては従前のとおりです。

2 の令和 3 年漁期の許可等の上限は 17 隻を予定しており、こちらは

	<p>昨年同数となります。</p> <p>(1) の都県別の許可数の上限は以下のとおりで、静岡県 9 隻、東京都 1 隻、千葉県 6 隻、神奈川県 1 隻となります。</p> <p>(2) の許可隻数の枠は従前のおりで、8 月現在の隻数に階層移動充当枠 5 隻を加え定数としますが、東京都と神奈川県については現在の隻数の上限と同数とするといった方向で算出しております。</p> <p>3 の制限措置が公示制度の概要に伴い新設したもので、今回新たに追加した部分は下線を引いております。</p> <p>こちらに記載した内容の案で告示をしたいと思っております。</p> <p>(1) 漁業種類は、あじ、さば棒受網漁業です。</p> <p>(2) の許可等をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数については、全て 5 トン以上の船舶ですが、新トン数適用船舶については 100 トン未満、旧トン数適用船舶については総トン数 70 トン未満となります。</p> <p>後ろについている米印につきましては、さばすくい網漁業と同様の内容となります。</p> <p>隻数につきましては、静岡県が 3 隻、東京、千葉、神奈川の合計で 1 隻の予定です。</p> <p>こちらの隻数は事前に各都県に聞き取りをしたものを基に告示する予定で、実際の東京、千葉、神奈川の内訳につきましては、千葉県の 1 隻を予定しております。</p> <p>(3) の新設の推進機関の馬力数は定めなしです。</p> <p>(4) の操業区域及び (5) の漁業時期については従前のおりです。</p> <p>(6) が新設の漁業を営む者の資格になりますが、こちらは、さばすくい網漁業と同様となります。</p> <p>次に 4 の条件です。</p> <p>従前の制限又は条件がこちらに該当しますが、本漁期の変更点は、さばすくい網漁業と同様に、下線部で示した箇所となります。</p> <p>5 の許可等を申請すべき期間、6 の許可等の有効期間、7 の申請の際に添付する書類については、さばすくい網漁業と同様となります。</p> <p>8 の漁獲成績報告書と 9 の令和 3 年漁期の棒受網漁業の操業実績につきましては以下のとおりですので、後ほどご覧ください。</p> <p>以上が静岡県分となります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>関係都県からの説明が終わりまりましたので、質疑に入りたいと思っております。</p> <p>御意見、御質問等ございますでしょうか。</p>
清水 会長 代理	<p>はい。</p>
議 長	<p>お願いします。</p>

清水会長代理	<p>千葉海区の清水です。よろしくお願いいたします。</p> <p>東京都の行政の方に2点確認をさせていただきたいのですが、許可の基準について、千葉県の漁業者の中には、火光利用さば漁業、棒受網漁業の専門者はおりません。</p> <p>東京都から許可をいただいた場合でも、他の漁業との兼ね合いで操業をしない場合もありますし、また、許可をいただいて操業しても、残念ながら漁獲の実績にいたらない年もございます。</p> <p>そのような場合には、許可の基準上どのように取り扱っていただけるのかというのが1点目の質問でございます。</p> <p>2点目ですが、千葉県の漁業者で現在東京都から起業の認可をいただいている漁業者がおり、その人は一生懸命操業の再開に向けて船を探しているのですが、中々適当な船が見つからない状況です。</p> <p>現在起業の認可をいただいているその方については、許可の基準上どのような取扱いになるのか、この2点を教えていただけたらと思います。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>東京都の方で回答はいかがでしょうか。</p>
長 野 主 事	<p>従前許認可を持っている方については、引き続き許認可をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
清水会長代理	<p>ありがとうございます。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>2点目の起業の認可の件についてはいかがでしょうか。</p>
長 野 主 事	<p>認可についても同様に、現在認可を受けてる方については、引き続き認可をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
清水会長代理	<p>ありがとうございます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他に御意見、御質問等ございますでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>特段ないようですので、本日提案されました2議題につきましては、原案どおり承認するというのでよろしいでしょうか。</p>
委 員 一 同	<p>異議なし、の声</p>

議	<p>長</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということですので、原案どおり承認したいと思います。</p> <p>次に議題3の「その他」ですが、何かございますでしょうか。</p> <p>特段ないようですので、それでは、来年度の一都三県連合海区漁業調整委員会の開催都県を決めさせていただきたいと思います。</p> <p>順番からいきますと、来年度は静岡県となりますが、いかがでしょうか。</p>
鈴木会長	<p>分かりました。よろしく願いいたします。</p>
議	<p>長</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>それでは来年度の開催は静岡県とさせていただきます。</p> <p>これをもちまして、本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。</p> <p>皆様の御協力により議事が進行できましたことを御礼申し上げまして、議長を降ろさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
小川グループリーダー	<p>櫻本会長、どうもありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、本日の一都三県連合海区漁業調整委員会を閉会させていただきます。</p> <p>本日はお忙しいところ、誠にありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">(14時56分終了)</p>